

会

議

午前10時0分開会

○議長（滝内久生君） おはようございます。

開会前ではありますが、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。
市長。

○市長（松木正一郎君） おはようございます。

開会前ではございますけれども、今から、お手元の配付資料のとおり、火災についての御報告を申し上げます。

1 件目は、1 月25日午前4時24分頃柿崎地内において建物火災が発生しました。

2 件目は、同月、つまり1 月26日午後10時12分に白浜地内にて夜警活動中に消防車両の火災が発生いたしました。

なお、消防車両火災につきましては、その場において団員の適切な初動及び下田地区消防の出動等によりまして、人的被害や延焼はありませんでした。出火原因を今調べているところでございますけれども、再発防止に向けまして、適切な対応を実施してまいります。

詳しくは担当課長から申し上げます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 防災安全課長。

○防災安全課長（佐々木豊仁君） 改めまして、おはようございます。

恐れ入りますが、お手元に配付の令和5年1月22日発生の建物火災についてを御覧ください。資料に沿いまして御説明申し上げます。

発生場所でございますが、柿崎3番15号の国道135号沿いにある旧下田富士屋ホテルの建物から出火し、裏手の山肌も一部延焼しております。

火災概要を御覧ください。

経過でございます。覚知日時は令和5年1月22日午前4時24分、鎮圧日時は同日午前8時33分、鎮火日時は同日午前9時55分でございます。

出火原因及び概要でございます。出火原因、焼損状況、損害額は現在調査中でございます。人的被害、罹災世帯等はありません。

活動状況を御覧ください。

出動状況でございます。下田消防本部は車両11台、人員38名、下田消防団は団本部第1、

第2、第5及び第7分団を含む車両13台、団員117名が出動し、下田消防署とともに消火活動に当たりました。下田警察署は車両8台、人員18名により一時通行止めとなった国道135号の交通整理に当たりました。

続きまして、令和5年1月26日発生の下田市消防団車両火災についてを御覧ください。

発生場所でございますが、別紙車両火災箇所のとおり、白浜2857番地の4付近の路上でございます。

火災概要を御覧ください。

経過でございます。消防団第7分団団員2名にて夜警活動中、車両後部から出火したものでございます。覚知日時は令和5年1月26日午後10時12分、鎮圧日時は同日午後10時35分、鎮火日時は同日午後11時5分でございます。

出火原因及び概要でございます。出火原因は調査中でございます。焼損状況は、令和元年度に購入した小型ポンプ付積載車1台の全焼でございます。損害額等は調査中でございます。人的被害はありません。

活動状況を御覧ください。

出動状況でございます。下田消防本部は車両5台、人員11名、下田警察署は車両2台、人員3名、下田市消防団は団本部及び第7分団を含む車両2台、団員21名が出動し、下田消防署とともに消火活動に当たりました。

これを受け、火災発生の翌日1月27日に消防団長から全分団に対し消防車両等の安全点検を実施するよう指導を行ったところでございます。今後につきましても、安全点検等を強化し、再発防止に向けて対応策を検討してまいります。

私のほうからは以上でございます。

○議長（滝内久生君） ただいまの出席議員は、定足数に達しております。

よって、令和5年1月下田市議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会期の決定

○議長（滝内久生君） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日より2月1日までの3日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、会期は3日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に御通知いたしました案のとおりでありますので、御承知願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（滝内久生君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、12番 大川敏雄君と13番 沢登英信君の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（滝内久生君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

議長会関係について申し上げます。

第147回静岡県東部地区市議会議長会が1月13日に熱海市で開催され、私が出席いたしました。この議長会では、熱海市提出の「生活交通確保維持に係る補助制度の拡充を求める要望について」、伊豆の国市提出の「水道施設の耐震化及び老朽化対策等に対する生活基盤施設耐震化等交付金の採択基準の撤廃について」議案審議が行われ、原案どおり可決されました。この提出議案2件につきましては、静岡県市議会議長会定期総会に提出することに決定いたしました。

なお、静岡県市議会議長会定期総会は、静岡県内の新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療体制が逼迫していることから、書面開催となり、過日、令和5年度予算、令和5年度役員の選任等15議案を書面表決いたしました。

次に、昨日までに受理いたしました陳情1件でございます。

コドソラ代表与那城千恵美氏から提出のありました「日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情」の写しを議席配付してありますので、御覧ください。

次に、今臨時会に市長から提出議案の送付と、説明員として出席する旨の通知がありましたので、局長補佐をして朗読いたさせます。

○局長補佐兼庶務兼議事係長（長谷川 薫君） 朗読いたします。

下総総第15号。令和5年1月30日。

下田市議会議長、滝内久生様。静岡県下田市長、松木正一郎。

令和5年1月下田市議会臨時会議案の送付について。

令和5年1月30日招集の令和5年1月下田市議会臨時会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

議第1号 教育委員会委員の任命について、議第2号 敷根地区での大型ごみ焼却施設の建設に関する住民投票条例の制定について。

続きまして、下総総第16号。令和5年1月30日。

下田市議会議長、滝内久生様。静岡県下田市長、松木正一郎。

令和5年1月下田市議会臨時会説明員について。

令和5年1月30日招集の令和5年1月下田市議会臨時会に説明員として下記の者を出席させるので、通知いたします。

市長 松木正一郎、副市長 曾根英明、教育長 山田貞己、企画課長 鈴木浩之、総務課長 須田洋一、教育委員会学校教育課長 糸賀 浩、財務課長 日吉由起美、観光交流課長 佐々木雅昭、防災安全課長 佐々木豊仁、建設課長 平井孝一、環境対策課長 鈴木 諭。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎議第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（滝内久生君） 次は、日程により、議第1号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

○副市長（曾根英明君） それでは、議第1号 教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の1ページをお開きください。

教育委員会委員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項において、委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命

すると規定されております。また、同条第5項には、委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮すること、さらに、同法第3条の規定により、教育委員会は教育長及び4人の委員をもって組織することとなっており、本市におきましても、教育長のほか、男性委員が2人、女性委員が2人の計5人で運営されております。

なお、委員の選任につきましては、教育長を除く教育委員4人を旧中学校区で区割りし、それぞれの地区に配慮して任命しております。

今般、下田・朝日地区選出の天野美香委員が一身上の理由により令和4年11月30日をもって退任されたことから、新たな委員の任命につき、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、任命したい方でございますが、下田市敷根9番20号にお住まいの西川紀栄さんで、生年月日は昭和45年8月1日生まれの52歳女性でございます。

西川さんは下田市敷根の御出身で、平成元年3月に静岡県立下田南高等学校を卒業後、東京の印刷会社に勤務、平成4年9月に下田に戻られ、飲食店や被服販売店での勤務を経て、現在は静岡県のスクールサポートスタッフとして下田中学校に勤務されております。

西川さんは現在、中学校2年生と小学校5年生のお子さんお二人の保護者でございまして、これまで下田中学校吹奏楽部の楽器演奏指導などの活動支援や、市内中学校統合に向けた学校図書館の図書整理にボランティアとして御尽力をいただいたほか、現在も下田小学校PTAボランティアグループホットドックの一員として学校図書館の環境整備や読み聞かせ等の活動に積極的に参加され、保護者をはじめ地域の方々や教職員からの信頼も厚く、教育委員会委員として適任の方であることから、御同意いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

質疑ございますか。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 敷根のこの西川さんの推薦でございますが、ボランティアを含めて活動されている方ということで紹介いただいたわけですが、教育行政に対してこの方はどういうような発言や見解を持っておられる方なのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（滝内久生君） 教育長。

○教育長（山田貞己君） 西川さんでございますけれども、私が前に勤務しておりました下田中学校のときからいろいろ御協力をいただいております。まず、今の下田の子供たちの様子についていろいろとお話を聞いたことがございます。今回につきましても、候補者としてお願いするに当たり、少しの時間、懇談をさせていただきました。慌ただしい社会、それから目まぐるしく変わっていくその教育について、その中で数々の制約を強いられて過ごしてきた子供たちがいました。その子供たちの成長について大変危惧をされております。子供たちも市民も元気に挨拶を交わせるような、心豊かで、しかも明るい下田の姿、そのようなことを強く熱く語ってくださっています。目まぐるしく、それから激しく変化する社会で置かれている子供たちに降りかかる課題の実態、これを冷静に把握して、下田の歴史、それから自然環境を生かした健全な子供の成長を望んでいるという、そのようなお人柄が本人からうかがえております。

教育に関して非常に課題山積しております。先ほども話がありましたが、図書館関係、それから様々な教育をめぐる課題について、学校のみならず、大変広い視野、それから俯瞰するような姿勢で学校のことを見詰めてくださっております。そのようなことで推薦に値するというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第1号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議第2号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（滝内久生君） 次は、日程により、議第2号 敷根地区での大型ごみ焼却施設の建設に関する住民投票条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（須田洋一君） 総務課でございます。それでは、議第2号 敷根地区での大型ごみ焼却施設の建設に関する住民投票条例の制定についてを御説明させていただきます。

お手数ですが、議案件名簿の2ページをお願いいたします。

議案のかがみでございます。

地方自治法第74条第1項の規定に基づき、敷根地区での大型ごみ焼却施設の建設に関する住民投票条例の制定の請求を令和5年1月19日に受理したので、同条第3項の規定により、別紙のとおり意見を付して付議するものでございます。

提案理由は、地方自治法第74条第1項の規定により下田市条例制定の請求があったためでございます。

それでは、内容について申し上げます。

次ページをお開きください。

第1条は、この条例の目的でございます。第2条は、前条の目的を達成するため、住民投票を実施する規定でございます。第3条は、住民投票の執行は、市長が執行するとするもの。第4条は、住民投票の期日等を規定するもの。第5条は、投票資格者等について規定したものの。第6条は、投票区及び開票区について規定するもの。第7条は、投票の方法について規定するものでございます。

4ページをお願いいたします。

第8条は、点字投票、代理投票、期日前投票、不在者投票等を規定するもの。第9条は、投票用紙について規定するもの。第10条は、無効投票について規定するもの。第11条は、住民投票に関する情報提供について規定するもの。第12条は、住民投票の促進について規定す

るもの。第13条は、投票運動について規定するものでございます。

続いて、5ページをお願いいたします。

第14条は、投票結果の告示等について規定するもの。第15条は、投票結果の尊重について規定したもの。第16条は、投票及び開票について規定したもの。第17条は、規則への委任について規定したものでございます。

続いて、附則でございます。

第1項、この条例は公布の日から施行する。第2項、この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失うとするものでございます。

続いて、意見書のほうは市長のほうから申し上げます。

○議長（滝内久生君） 市長。

○市長（松木正一郎君） それでは、地方自治法第74条第1項の規定に基づき、敷根地区での大型ごみ焼却施設の建設に関する住民投票条例の制定について請求があったことから、同条第3項の規定により意見を申し述べます。

1市3町による広域ごみ処理事業は、人口減少が進む南伊豆地域にとって最も合理的と考え、議会や市民等への説明、報告等をはじめ、適切な手順、手続を経て進めていることから、住民投票条例の制定は必要ないものと考えます。議員の皆様の御審議をお願い申し上げ、条例案に対する意見といたします。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

質疑ございますか。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 条例案についてまずお尋ねをしたいと思うわけです。特にこの投票の期日でございますが、投票の期日はこの条例の公布の日から起算して6か月を経過するまでにおいて市長が定める日曜日とすると。この6か月という規定をどのように理解をしているのかということと、当然、この条例が、当局が出されている以上、これが可決されて、実施ができるという、こういう前提で当然出されているものだろうと思うわけです。そうしますと、この6か月の期間ということが非常に長いような気がするわけでありましたが、どのような関係で6か月と、よしとしたのか。

そして、告示が投票日の10日前までということですので、10日間の、この選挙に準ずると

いうこの投票から考えれば、この期間にそれぞれの見解を市民に発表し合うと。こういうことになろうかと思うわけではありますが、そういう意味での市民へのアピールや取組、あるいは、この問題について、当局の見解や、投票しろという人たちがそれぞれの見解を市民に訴え合うと。こういうことが前提にならざるを得ないと思うわけですが、この点について、どのような審議が当局でなされていたのか、なされてないのか、お尋ねをしたいと思うわけがあります。

そして、あと、この投票の資格でございますが、第5条でございますが、選挙人名簿に登録された方ということでございますので、現在では18歳以上の登録された方が選挙権を持つと。こういうことだろうと思いますが、下田にはそれ以外の外国人の方も居住をしようかと思うわけがあります。それで、当然、そこに住まわれているということから考えれば、選挙人名簿に登録された人だけではなくて、住民等に登録されて何か月間以上かこの下田で暮らしている人たち、こういう人たちにも当然、外国人であっても投票権を与えるべきではないのかと、私はこう思うわけですが、そこら辺の議論がどのようにされたのか、されなかったのか、併せてお尋ねをしたいと思うわけがあります。

さらに、やはりこれが投票がされて、投票された多数の方がこの場所等については検討し直してほしいと、こういう結果になった場合、当局はこれをどのように受け止めるのかと。尊重しなさいという具合に書いてあるわけでございますが、当局として、この投票された場合、市長はどのように受け止めるのか。3点目としてその点をお尋ねをしたいと思うわけがあります。

さらに、この意見書、市長が今申し述べました意見書についてでございますが、市長も御案内のように、地方自治法のこの74条第1項、これは御案内のように、憲法92条、地方自治権、これに基づいて、議会制民主主義の補完的な制度として憲法でも地方自治法でも定められているわけがあります。しかも2,300人からの方々が署名をされていると。当然、敷根地区や弘洋園等々の方々も署名が、住所氏名が書いてあって、生年月日まで記載されている署名であると。こういうことから申しますと、やはり市長はワンチームと、こう言ってきました。市民の意向をきっちりと把握して行政を進めていく、こういう姿勢が必要ではないかと思いますが、人口減少が進む南伊豆地域にとって最も合理的と考え、議会や市民への説明、報告をはじめ、適切な手続を進めてきたと。人口減少が進む南伊豆地域にとって最も合理的とはどういうことなのかと。市長に直接答弁をお願いをしたいと思うわけがあります。

市長である限り、南伊豆地域ではないでしょう、それは。下田市民にとってそれがどのよ

うな意味があるのかと。こういうことがまず第一の一に来なければならない市長のものの考え方ではないのかと。20年からある場合には30年間も敷根で燃やし続けるのかと。排ガスを出し続けるのかと。こういう意見があるわけですから、それにどう答えるのかという市長の姿勢が私は問われてくるのではないかと思うわけです。

しかもこれらのことは、国は、御案内のように、3つの提案をしてと思うわけです。1つは広域化も確かに提案しています。しかし、これは日量100トン以上の焼却炉を造りなさいと。こういうことです。ダイオキシンや排ガスを少なくするためにだと。今進めておりますのは58トン。当初69トンを58トンと。国の広域化の基準にも適応していない。規模も人口も。そういうものではないかと思うわけです。それがどういうわけで最も合理的というような結論になるのか。

それぞれの病院関係につきましては、大きな病院が1市5町にあるわけではないと。したがって、県の指導で共立湊病院、この地域の第二次救急病院として設置がされていると。こういう事情と、各市町に焼却炉はそれぞれあるという、こういう現実を無視して、1炉下田に造ればいいんだと、こういう発想というのはまさに不合理だと私はと思いますが、しかも、20年も30年も燃やし続けると。国のほうは、御案内のように、循環型社会促進基本法を定めて、ごみは資源として燃やさない方向を目指しなさいと。資源化しなさいと。こういう時代を迎えようとしていようかと思うわけです。

今の状況の中では、肥料も飼料もないと。畜産関係の人たちも大変な事態を迎えていると。こういう中で、し尿を一つの肥料として資源化していくという方向が国でも既に打ち出されてきているわけです。758トンですか、年間、下田市の汚泥を燃やそうという計画になると。この計画は。ごみを資源として捉えるという考え方が全くこの中に含まれていない。ごみの減量化を進めていこうというこの基本的な考え方も現在の計画の中では、私は、含まれていないと。焼却炉を造ることが第一で、マテリアル施設、ごみを減量化していくという方針は定められていないというのが実態ではないかと思うわけです。

そして、このような方向が、残念ながら、市長や議会で、多数の中で進められていっていると。このような下田市議会の在り方や市長の進め方に対して市民が疑問を投げかけているんだと。この認識が市長の中にあるかどうか、お尋ねをしたい。

そういう立場に立てば、市民の意見を聞いてみようという、こういう内容のものでございますので、住民投票条例は、議会制民主主義を補完をするという観点からも、要らないものだなんていうような見解がどうして出てくるのかと。市長の頭の中を覗かせてくれと。こう

思うわけであります。

取りあえず、以上、お尋ねします。

○議長（滝内久生君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 市長にお尋ねしたいというところが何か所かございましたので、私のほうから２点ほど申し上げ、詳細については後ほど担当課長から申し上げます。

現在、下田市ではグローバルＣＩＴＹプロジェクトというものを進めています。地球全体をどうするのかという幅広い視野を持った、そういった子供たちを育てようとか、あるいは、そういった視点からのこのまちづくりをしていこうと、こういうことです。

私たちのこの南伊豆地域はどこも人口が少なく、かつ産業力も弱く、言ってみれば弱者連合だというふうに考えています。こうした中、下田市長としましても、下田市だけでなく、もっと大局的な視野で考えなければならない。したがって、私は常に各首長と全体最適を目指そうというふうに言っています。

それから、もう一つ、リサイクルを進める、ごみを資源として捉える、この今の沢登議員のおっしゃったことは、これまで市民の皆さんとの対話の中でも常にお互いに共有しているゴールです。したがって、そのゴールに向けて、一つ一つ私たちは今、手続を取っているというふうに考えています。

これ以外のことについて、総務課長等から御答弁申し上げます。

○議長（滝内久生君） 総務課長。

○総務課長（須田洋一君） それでは、私のほうから答弁させていただきますけども、すみません、質問が幾つか、多かったものですから、もし答弁漏れ等があればまた御指摘を願えればと思います。

まず、期日６か月、それから前提となる投票の資格の関係等、こちらのほうにつきましては、そもそもこれ条例自体は、１月の１９日の本請求で出されている条例、それをそのままこちらのほうに上程しているということもございまして、市のほうから詳しくそのところの理由というのがなかなか申し上げにくいというところがございます。

また、こちらのほうでどういったふうに今後検討かということをおっしゃって、御質問があったかと思いますが、１１条にあります情報の提供等については、ホームページとか広報しもだ、回覧等で告知、広報していくと。１２条の投票の促進等につきましては、市民メール、ホームページ、掲示板、それから広報しもだ、回覧、それから、場合によっては公報の用紙の郵送等、考えていきたいというふうに思っております。

それから、こちらのほうが、何ていうんですか、受け止めといいますか、尊重するというところの部分でございます。投票結果の尊重につきましては、その結果を市長及び議会が尊重しなければならないという規定のとおりというふうに、文字どおり尊重するというふうに思っております。

その他、意見書の関係については環境対策課長のほうから申し上げます。

○議長（滝内久生君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、私のほうから、質問の最後のほうでございました、国の基準で100トン以上というような御指摘で、こちらの施設、58トンでは小さいというようなお話でしたので、そちらの件でお答えを申し上げます。

この100トン以上というところですね、国の通知のところで示されているものをおっしゃっているようなことと思いますけれども、こちらにつきましては、あくまでも県が広域化、集約化に向けて計画を策定するというふうな通知の内容になっておりますが、その策定において、100トン以上を一つの目安として、極力300トンですね、300トン以上のごみ処理施設の設置も含め検討することというふうになっております。また、基本的にはブロック別に検討をするという中で、その規模に満たないような地域であっても、広域化、集約化というものを検討をする必要はあるということで、国においては、制度上、100トン未満の施設であっても、交付金等の活用ができるような形で制度設計がされているというところでございます。

国のほうで同時に資源化というものを進めるということがございまして、沢登議員御指摘のとおり、資源化も進めていかなければならないということで、こちらにつきましては、当局のほうも一致した考えでございまして、焼却施設、それから資源化施設を整備した上で、順次リサイクル化、それから、まずはごみの減量化というところから進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） この11条ですか、情報の提供等は公平かつ公正に提供するというところで、先ほどの答弁では広報とかホームページとか利用しますよということでありまして、それは当然、この両方の意見、これでいいという意見と、ここでは問題だという意見と、両方の意見がこの広報にも載せられるんだと、そういう具合に理解しますけども、そういう形態のものでいいのか。

それとまた、この選挙を実施するに当たって、どういう組織形態というのが想定されるのかと、予想するのかということをお尋ねをしたいと思うわけであります。住民が出されてきたものだから、それをそのまま出したと、そういうようなこともちょこつと言われたかと思うわけですが、当局が自らの案として出しなさいということは、法律で決まっている以上、これは当局の議案としてきっちり審議をして出すというのは、当然、議会への当局の、私は責務だと思うわけです。そういう責任も果たそうとしてないのかと。果たしたのかと。その点についてもまず市長にお尋ねをしたいと思うわけであります。

市長の先ほどの御答弁で、人口も少なくなっていて、この1市3町は弱者連合だと。したがって、下田市がリードをしてここに焼却炉を造る必要があるんだと。このような見解であったかと思うわけでありますが、令和3年に、3年ごとに廃棄物処理法に従って施設をきっちり点検をしなきゃならない。機能の調査をするということがなされてきているわけです。車が4年に一度車検があるように、毎年車のチェックと修理と、3年に一度の大きな、きっちり、排ガス等や、あるいは問題がないのかということのチェックをすると。それが法定のチェックがあるわけです。

令和3年のそのチェック状況を見る限りにおいて、市長や担当課長が言うように、明日にでも崩壊してしまうかもしれないというような危険があるものではないと。排ガスもそれなりに基準をクリアをしていると。そして、令和の12年までは十分修理をしていけば稼働できるでしょうと。こういう具合に言っているわけです。その6年前、平成30年の調査では、それから10年もつでしょうと。10年は何とか修理していけばもつでしょうと。ですから、それは平成の40年、令和9年ということに6年前はなっているわけですが、現時点でもあと10年もつでしょうと。こういうことが自らの調査で明らかにされているにもかかわらず、議会にもそういうものを明らかにしてこない。明日にでもこの施設は老朽化して壊れるかのような発言をしてまいっていると、こう思うわけです。

やはり国のもう一つの観点は、できるだけお金をかけないように、修理をして使えないのか、延命化ということができないのかということがもう一つの広域化の大願の柱になっているわけです。そういう観点で、下田市及び1市3町のそれぞれの炉がそれぞれの自治体で延命したらどういう問題が出てくるのかと。経費的にはどのぐらいでできるのかと。そういうことを私は調査をすべきではないのかと。それさえしてこなかったというのが実態ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

さらに、一番の問題は、敷根の現在地に1市3町のごみを、9,000トンの、今燃やしてい

る約9,000トンの年間のごみを1万8,000トン、倍もここに集めてきて燃やし続けようという計画になっているわけです。当然、当局とすれば、しかもこれらが1市3町の首長さんたちの協議会といいますか、覚書や確認書といわれる、そういうようなもので上から決定されてきていると。

したがって、後づけで、都市計画上、今のところが一番いいんだと、こういうことで、具体的にどこがいいかということの比較論や、幾つかの候補地を上げて検討をするということが全くされていないと。こういう経緯の中で、説明及び手続が正確になされてきたというような見解がどこから出てくるのかと。何もしてないじゃないかと。

地域の庁舎の移転につきましても、それは審議会何なりを設けて、あるいは、プロポーザルにつきましても、その審査委員を設けて進めてまいっているのかと思うわけです。この1市3町のごみの進め方については、そのような手続も全くしていないと。担当課長と首長さん方でどんどん決めて推し進めてきていると。それを追認してきた議会だと。下田市議会だと。これが経過の実態ではないかと思えますけど、市長は違うというなら、ここは、沢登の見解はここはこう違うと御答弁をいただきたいと思うものであります。

したがって、そのような議論を、場所の選定についても市民の意見を聞く、多くの人の意見を聞く、比較をしてみると。こういう手続を踏んでいないがために、住民投票をしないと、こういうことになってきたのと、市長、違うんですか。何でこのような住民投票をやれという、やってほしいという市民の多数の意見が出てきているのか。それを市長としてどう捉えているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（滝内久生君） 総務課長。

○総務課長（須田洋一君） 私のほうからは、先ほどのやはり期日と、それから資格に関する部分を、当局側が出しているのだからという、条例でしょうというお話の件でありますけども、今般のこの条例の提案は、あくまでも、先ほども申し上げましたように、住民の署名を添えての本請求というものから出ている条例案をそのまま上げるというのが自治法の趣旨でもあろうというふうに思っております。ですので、それを例えば市がこう思ったから、ああ思ったからといって出されたものを変えるということではないというふうに私は考えております。

その上で、例えば6か月の期日について、こちらについては非常に提案者のほうも御配慮願って、こちらのほうもさすがにすぐにやれるというわけでもありませんし、今回の場合は4月に統一地方選等もありますので、6か月というところは非常に実務に御配慮願ったもの

というふうに思っております。

また、投票の資格の中で、投票の私どものほうで使っている選挙人名簿を使っているというところも、実際に投票の管理をする上で非常に実務上かなっているものというふうには思っております。

以上です。

○議長（滝内久生君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、私のほうから、まず、機能検査の件についての御質問がございましたけれども、令和3年度までに行われた機能検査で一応の目安として令和12年というもの、それから、平成30年のときには令和9年までという一つの目安として施設の耐用年数というものが示されております。

ただ、この3年に一度行われる機能検査での一つの目安が示されているわけですが、これにつきましては、何もしなくても通常の修繕だけでこの年数がもつというものではなくて、これから先をさらに延命しようということであれば、やはり大規模な修繕を別途行わなければ、この年数というものも維持できていくことが難しいということでございます。

この年数を、耐用年数が来る前に施設を新たに更新をしていくのか、それとも延命化を図っていくのかというようなことを判断していかなければならないかというふうには思いますけれども、既に下田市の清掃センターの施設というものが一応大規模な修繕というものをやっております。焼却炉がそのときに交換されたではないかというようなお話ですが、施設全体として、例えば炉が何年もつであるとか、それから、それ以外の施設が何年もつというふうな、そういった複合的な要素で耐用年数が、耐用年数というか、明確な耐用年数というものは規定できない中で、施設というものを維持していることになりますけれども、その中で、既にもう生産がしてなくて、今度壊れたら交換する部品も調達が難しいですよとか、そういった指摘が受けているところもございます。

それから、炉については、平成19年、20年頃に直しているわけですが、平成十一、二年頃に高度処理ということで、今のバグフィルターですとか、ダイオキシンとか、そういった施設も改修をして、大きな改修しておりますが、それ以後、その部分については修繕を重ねてきて、延命を図っているような状況でございます。

それから、建屋については、これは昭和57年に建てられた施設ですので、既に耐震性そのものがもうないというような状況で、この施設を今後維持していくのか、更新するのかという判断においては、やはり当時、もう既にやはり更新をしていくべきという判断が、広域化

ですとか集約化とかいった議論の中で大きなシェアを占めていたと。

その中で、その場所のお話になるかと思えますけれども、現在のところでの建て替えというものは当然、候補としてあった中で、その中で、下田の市内、国立公園法ですとか、水道水源保護条例ですとか、それから都市計画のマスタープランですとか、そういった地域的な土地の利用とか、そういったものを総合的に考慮した中で、都市計画区域内にある現在地は当然、都市計画的に問題ないと。都市計画区域内においても、他に準工業区域というものが市内に2か所ありますが、そちらについてはもうその地域内全てが津波の浸水区域内になっていると。そういったエリア的な確認というものはされた中で、最終的に現在地以外の候補地というものが選定されない中で、今の現在地が適切だという、そういうような判断がされているものでございまして、施設の維持管理につきましても、何もしてないような状況でそのまま延命化を図るとかっていうような検討をすることについても、それから場所についても一定の確認というものはされた上でこういった判断が出てきているということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。3回目です。

○13番（沢登英信君） 57年に建った建屋だと。これは耐震性もなく大変だと。期間的な検査の中ではそういう指摘というのはいないんですね。この雨漏りをして、それを修繕したとかですね、横のところに亀裂が入ってるのでそれを直しなさいと、そういう規定はありますが、建屋については確かに40年余過ぎてるといのは御指摘のとおりだと思います。だとすれば、その建屋を幾らで修理できるんだと、こういう試算をするというのが当然の必要なことではないかと思うわけです。

平成12年にバグフィルターと排ガスの施設が、法律ができて、ダイオキシンの法律ができて、やらざるを得なくなって、やったと。しかし、この調査結果を見る限り、その施設が悪くなっているという指摘はないわけです。修理してきてるから。4年に一度はバグフィルターを替えなきゃならない、こういう仕組みの中で、むしろどういふところが指摘されてるかということになれば、このピットのところの4つある口のシャッターをつけていないと。施設のシャッターをつけていないと。誰でもがこの入り口をくぐっていけばこのプラットホームといわれるところに入っていけるといふ、こういう状態になってると。6年前もそこを直しなさいと指摘がある。3年前の令和3年のときの指摘もある。しかし、それらのものは直されていないと。放置をしてきて、悪いところがあるから新しい炉を造らなければならな

いんだと。こういう観点に立っているような感じがするわけです。そうでないというなら、そこを明らかにしていただきたいと。

それから、多くの市民と多くの方たちが納得するところは、リサイクルをしていくことだと、ごみを資源化していくことだと、こういう御答弁を市長からいただきました。しからば、炉を造るということではなくて、どうリサイクルしていくかということがまず最初に来なければならない課題ではないかと思うわけです。首長会議の中で、この1市3町のリサイクルをどのようにしていこうという議論がどうなされたのか、説明を求めたいと思うわけです。

それで、プラスチックの容器リサイクル法は既に施行はされ、あるいは、ビニールや、等々のこのリサイクルを進めていきますと、あと残るのは生ごみだけだと、こういうことになってまいろうかと思うわけです。9,000トンのごみは資源として転用されていくと。ごみとしては、本当に努力していけば3年とか5年の間に半減をすることができるというのが目安として計画が立てられると思うわけであります。生ごみは3割程度しかないわけですので、生ごみの処理及びリサイクルをしていくということになれば、58トンの炉は果たして要るのかと。要らないんじゃないかと。こういう結論が私は出てこようかと思うわけです。

リサイクル率は14%足らずだと、下田は。それで、令和11年にも19.9%だと。全国の平均が既にリサイクル率は20%になってるんです。令和2年時点で。それを、令和11年時点で20%足らずだと。これはまさにリサイクルの計画、資源化の計画とは言えないと。こういうところからまず明らかにして、炉の建設が果たして必要なのか。今ある各市のごみの量が、9,000トンが4,000トンになるよと、こういうことになれば、そんな大きな炉が必要なのかと。今ある炉で何年かの間修理をして使って、そのうちさらに4,000トンを2,000トンに、ごみの量にしていくと。こういうことが今、国の要請として求められてるんです。9,000トンを1万8,000トンにして燃やし続けると。

今、1市3町のそれぞれの炉を見てみましても、炉の能力をオーバーしているごみが出ているという自治体はどこもないんです。この1市3町の中では。そういう状態の中で、例えば千葉県の館山市等は100トンの炉を持っているわけですが、これが70トンぐらいしか、能率が落ちて、燃やせなくなってしまったと。したがって、30トンも、日量ですね、燃やせないごみが出ては大変だということで、修理をしてるわけです。延命化をしてるわけです。あるいは、新築ということの検討をしているわけです。

今、1市3町の中で出てきているごみを燃やせずに余ってしまって、処分に困ってるという、こういう自治体がどこにあるのか。市長にお尋ねしたいと。下田もせいぜい燃やす能力

の55%、ある場合には50%しか使っていないというのが実態です。西伊豆町に至っては25%も使っていない、能力の23%しか使っていないと。ごみが燃やせなくなって困るから、新しい炉を造らなきゃならないんだと、こういう事情は1市3町のどこにもないと私は思います。市長があると言うなら、データを示していただきたい、こう思いますが、いかがですか。

○議長（滝内久生君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 今、沢登議員がおっしゃったとおり、下田を除く各町の焼却炉は人口が今よりもずっと多かった時代に造られているわけです。したがって、言ってみれば、人口に見合っていない規模のものを皆さん今使っているわけです。そして、それがじきに寿命を迎える。それをどうするのかということがすごく大きな問題になっているわけです。だからこそ広域ごみ処理で、みんなで力を合わせようというふうにしているわけです。

当然、それに伴う様々なリスクについては、一つ一つみんなで潰していこうということで議論を重ねてまいりました。こうしたことから最も合理的というふうな記述になっているわけでございます。全く検討していないと先ほど断定なさったのは、私は誤謬であろうかと思えます。議会でもたびたび議論の俎上に上がり、この本会議はもとより、全員協議会においても広域ごみ処理の計画については報告し、議論を重ねてまいりました。以上のことから、私たちはこれについてそれなりの自信と覚悟を持って臨んでいるということでございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） まずは、施設に関する御質問がございましたけれども、こちらの清掃センターのプラット入り口のシャッターはあります。これはちゃんと動いてます。誤解のないようにあれですけれども、申し上げますけれども、施設の中にごみの投入をするところのシャッターというのがありまして、こちらは設置はされておりますけれども、現在故障して、そちらが動かなくなっているということで、自由によそから来た人が侵入できるとか、そういった状態ではなく、適切な管理をされております。

このシャッターの件も含めまして、施設を維持していくというところで、機能検査とかっていうものをして、いわゆる指摘を受けているようなところで、やはり優先度の高いものを常に優先して修理をしていくという中で、シャッターというものがどうしても後回しになって、現在まで修理されないままになっていたというのが実情だと思われます。

それから、リサイクル資源化のことのお話ですけれども、これは先ほども申し上げたとおり、市のほうでも当然、リサイクル、まず、4Rと私たち言ってます。リサイクルの前に、

まず、ごみを減らすですね、減量化から始まって、リユース、そしてリサイクルと。このリサイクルをするということについても、やはりコストというものが考えなければいけない事項としてあると思います。生ごみを処理することもそうですし、ほかのごみもやはり処理に当たって必要なコストというものが、ありますので、今、灰の資源化といったものも検討しておりますけれども、そういったものを総合的に勘案して進めていかなければならないと。

私たちの考え方というのは、リサイクルも当然進めていかなければならないけれども、どちらが先ということではなくて、これは、まずは施設も含めて、ごみの適正な処理というものをきちんと確保した上で物事を進めていかなければならないというところです。先ほど市長からもありましたとおり、1市3町の施設が老朽化し、昔の施設ということで、容量、スペックが今の人口に見合っていないという中で、それぞれの町の施設が耐用年数を迎えている。この状況を考えたときに、必要なことは、1市3町で、コスト面であるとか、あるいは人口減少下といったような状況を踏まえた上で、一つの適正な規模の施設を造って、維持をしていこうと。これをまず確保した上で、当然、同時にごみも減らしていかなければならない。

今回新たに施設を整備した、また次の段階というものが県の広域化計画の中でも示されていて、人口的に少なくなっていく賀茂地区については、将来的には一つになるのかということも今後検討していくというふうになるという中で、段階的にそういったごみの適正処理とリサイクル、ごみの減量化といったものを進めていくという考え方の下で今現在の検討を進めてきたというところでございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 答弁漏れありますか。

○13番（沢登英信君） リサイクルどうするのかね、どういう議論が首長会議の中で出されたのか質問していますが、答弁がございません。それは当然、市長から答弁があるんだらじや。課長じゃなくて。

○議長（滝内久生君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） ごみの減量化につきましては、首長会議においても、当然、減量化に向けて各市町、1市3町で取り組んでいかなければならない、そういうような認識は一致しているところでございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 答弁漏れですか。

○13番（沢登英信君） 答弁漏れです。それはどういう具合にやろうという議論になってるんですか。法律で定められている。去年の4月から定められているプラスチック等の分別収集をやらなきゃならなくなっている。

○議長（滝内久生君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） 資源循環法で製品プラスチックの一括回収というものについて法的に、法律が定められまして、各市町に努力義務として製品プラスチック等の回収が義務づけられたという法律が昨年成立しております。こちらにつきましては、製品プラスチックとは別に、容器包装プラスチックというもので既に法律が制定されておりますけれども、そちらについては、平成11年の資源化施設の中でラインを設置して回収していこうと。その製品プラスチックにつきましても、同じような形でやっていけないかということも検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑はございますか。

5番 矢田部邦夫君。

○5番（矢田部邦夫君） 先ほど市長のほうから意見書が述べられました。ちょっと私は疑問を持ちましたので、その確認と併せ質問をさせていただきたいと思います。

先ほど意見書の中でもう一度反復しますけども、1市3町による広域ごみ処理事業は、人口減少が進む南伊豆地域にとって最も合理的と考え、議会や市民などへの説明、報告などをはじめ、適切な手順、手続を経て進めていることから、住民投票条例の制定は必要ないものと考えますと述べられましたよね。これは私が思うに、疑問を持ったのは、明日審議するわけですよね、住民投票の関係の。あさって採決を図るわけです。ここの2,300名の署名に対して、それを否定するものじゃないのかなというふうに私は思ったんですね。この文章を見て。

市長はもう少し市民の意見を、先ほど総務課長が言われたと思いますけども、議会、当局は市民の意見を尊重しなければならないというふうに答弁してますよね。だから、そういった観点からいくと、ちょっと矛盾を感じるんですが、その点はどうなんでしょうか。それで、今この話を出すタイミングだったんでしょうか。そこをちょっとお尋ねします。

○議長（滝内久生君） 質疑の途中ですが、ここで休憩したいと思います。11時25分まで休憩します。

午前11時10分休憩

午前11時25分再開

○議長（滝内久生君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（須田洋一君） すみません、先ほど私のほうの発言の中で尊重という言葉があったという御指摘でございます。こちらの尊重については、条例案の15条にあります市長及び市議会住民投票の結果を尊重しなければならないというところで、尊重という言葉を使わせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 矢田部議員、もう一度その辺を指摘してください。

○5番（矢田部邦夫君） 先ほどこの意見書の内容について読み上げましたけども、この文章についての市長の見解をお聞きしたいということで、お願いします。

○議長（滝内久生君） 副市長。

○副市長（曾根英明君） 意見書に対する、今の御質問は、意見書に対する市の見解を問うということだったんですけれども、そもそも今回条例を、直接請求に基づく条例案を提出するに当たって、市の見解として意見書をつけたものでございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 5番 矢田部邦夫君。

○5番（矢田部邦夫君） この問題について私が疑問に思ったのは、この内容なんですよ。文書で意見書を出すというのは、出さなきゃならないということは分かります。しかし、これはね、2,300名の署名が集まったわけですよ。12月の、僕は一般質問のときに市長にお尋ねしました。申し上げましたけど、反対意見を取り入れていくことが必要なんですよということを言ったと思います。賛成意見ってあまり参考にならないんですよ。反対意見というのは物すごい参考になるケースが多いんです。えてして。そういった点からいくと、この内容は署名した2,300名のことを否定してることになるわけですね。

私が言うのは、この問題が市長の言われていることと、署名された方、されなかった市民の方も多数いらっしゃると思いますけども、全く正反対なんだよね。ギャップがあるわけです。結局、市長の考え方、議会の議決の流れ、それに対する不満、不信感を持ったのが、市

民の考え方として署名に、署名活動に至ったわけですね。だから、その点については、副市長の回答は僕は違うと思うんだよね。だから、この内容が完全に市民を無視した内容になってるんですよ。もう肯定してるんですもの。だから、そこを僕は聞きたいということを言ってるんです。疑問持ってるから。だから、市長がそういう考え方で今まで市政運営をしてきたのかどうかということを聞きたいんですよ。

だから、ごみ処理場の内容については、これ一般質問で私やってきますから、この話をすると横道にそれてしまいますから、この意見書についてだけのことを回答していただきたいということでお願いしています。よろしくお願いします。

○議長（滝内久生君） 市長。

○市長（松木正一郎君） この条例案というものをここに出させてもらっております。法律に従ってですね。市民の意見を聞く聞かないということではなくて、条例案は議会でもって議論を行われるわけです。その辺をどうか誤解しないでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（滝内久生君） 5番 矢田部邦夫君。3回目です。

○5番（矢田部邦夫君） いわゆる、この私が言ってるのは、市長が言われてる、人口減少が進む南伊豆地域にとって議会や市民などへの説明、報告などをはじめ適切な手順、手続を経て進めていることから。これに対して私は今まで意見を述べてきたわけですね。反対意見として。もう少しこの辺が不十分だというふうなことを言ってきたにもかかわらず、こういうふうな文面になってくるとというのが理解できない。だから、文章の流れが、これはやっぱり市長の本音が出たのかなと。私はそう理解してるんだよね。

だから、これから、明日審議をして、あさって採決を図りますけども、先制パンチみたいな形で、こんな形で市長の考え方が出てくるということがね、内容が僕、問題だと言ってるんですよ。この文章の、文面の。そこを聞きたいんですね。

それともう一つ、先ほど総務課長が第15条の話しましたが、そんなことにかかわらずね、やっぱり市長並びに議員というのは市民による選挙によって議会に出てくるわけですよね。その点からいったら、市民の負託を受けて、意見を反映させるのが市長並びに議員の役割だと思うんですね、僕は。だから、そういう点からいくと、尊重するのは当たり前じゃないですか。何を言ってるのか分からないです。言ってることが。だから、市民の意見を反映させていくということは尊重するということにつながるんですよ。そこの理解がおかしいって言うの、僕は。考え方が。だから、この件に関しては、市長の本音が出たというふうに私

は理解しています。

だから、このごみ処理場の問題は、私が12月の一般質問でしましたように、100万という数字を言ったけど、あれは100億の間違いであって、訂正させてもらいますけども、100億かかる事業で、人口減少が2万を切ってる中でね、庁舎建設事業、それから旧グランドホテル取得事業、それからごみ処理事業、3つの事業をやることによって、これから先、下田市がどういうふうな展開になっていくかということを僕は切々と訴えてきたわけです。だから、その辺に関しては、あまり真剣に考えてるのかどうか、疑問に感じております。その点について回答があったらお願いします。

○議長（滝内久生君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 先ほどの沢登議員の御質問と同じ答えになってしまうんですけども、これまでも皆さんとこれについては議論を重ねてまいりました。それから、市民の意見を聞くというのは、何もこの住民投票をする前に、しようという前にですね、これまで繰り返し意見交換会や説明会等を行ってきた。そういった様々な、何ていうんでしょうか、様々な階層において議論を積み重ねてきています。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 御指摘ください。

○5番（矢田部邦夫君） あのね、私が言ってるのは、要するに市民とのギャップがあるということ言ってるんです。ここで、内容が。市長の独りよがりの考えなのかなと。市長の見解、これ考え方だと思いますよ。だけど、全体的なことを考えてやって、大局的な面で考えてやってるというようなこと言ったけど、これちょっと矛盾がありますよね。私思うに。もっと違う考え方もあるっていうことを私は言ってるんですよ。だから、この内容で、最初こういうふうな意見書を出してくるというのは、私は理解し難い面があるんです。

だから、皆さんはこれに対して不満があったから、住民の署名活動がスタートしたわけじゃないですか。11月15日から1か月間かけて。もしこれが月が長くなれば、恐らく過半数超えると思いますよ。今の下田市の状況を考えていけば。そういった点からいったら、この内容というのは、僕は、市民の意見を否定することにつながっていくことになるというふうに僕は思ってます。回答があったらお願いします。しっかりした回答してくださいよ。私に対する、質問に対して。

○議長（滝内久生君） 副市長。

○副市長（曽根英明君） ちょっと市の考え方として、この意見書自体が、市民の意見を尊重

しないとか、反対される方の意見を否定するというものではありません。ただ、今後の手法として、住民投票条例について、これまでの議論の進め方を見た上で、手法として住民投票の手続は必要ないということを言っているものであって、反対の意見とか市民の意見を尊重しないということを言っているものではございません。

以上です。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑はございますか。

1 番 江田邦明君。

○1 番（江田邦明君） 付託予定委員会の委員長でございますが、今回定例会におきましては、事業そのものについてではなく、住民投票条例について、また、条例の詳細ではなく、委員会で審査当たる上での市の考え方について3点ほどお聞きしたいと思います。

まず、今回、条例提案の中で、当局からの条例案の説明、大変不十分だと思います。条文の項目だけの読み上げ、条文についての詳細な説明が足らなかったと思われます。また、意見書についても、地方自治法についての記載が3行、そして、詳細、意見書自体はたった3行の説明となっております。下田市政においては、平成10年9月に、やはり下田市における外ヶ岡交流拠点施設建設の是非を問う住民投票条例に関する条例の制定がございました。私も所管委員会の委員長として本会議、委員会、また当局からの意見書を熟読させていただきました。今後、明日予定の委員会審査において、本定例会での説明以上の条文に対する当局の考え方、また意見書の詳細について説明があるのか、こういった内容を予定しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

2点目が、平成10年9月の本会議においては、同住民投票に関する条例の制定について、一事不再議、このことが大きな争点だったかと私は感じております。現在この、今回提出されました敷根地区での大型ごみ焼却施設の建設に関する住民投票条例が制定された場合、当局としては一事不再議に当たるのかどうか、考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（滝内久生君） 総務課長。

○総務課長（須田洋一君） まずは、申し訳ありません、私の条例に対する質問が不十分であるということでございます。先ほども申し上げましたけども、こちらの条例については、こちらのほうで本請求出された条例をそのまま出しているということから、例えば前回の平成10年の条例案の説明を多分江田議員も御覧になったと思いますけども、あれにしても、条例の条文を全て読み上げただけというふうになっているというふうに思っております。それは、あくまでも市民から出されましたこの条例の請求にのっとって、その条例案をそのまま議会

のほうにお諮りするという手続上、詳しい説明がないという批判もあるかもしれませんが、こちらについてはその条例をそのまま出させていただくということになるのかと思います。

すみません、一事不再議のお話を今されていたかと思うんですけど、一事不再議は、例えば一度この議会で否決されたものをもう一度上げるかどうかというところに係る言葉であろうかと思いますが、それ自体を今どうするのかというのは、ちょっと私どものほうにその考えがないとしか申し上げようがないというところなんです。

以上です。

○議長（滝内久生君） 1 番 江田邦明君。

○1 番（江田邦明君） 順序がちょっと逆転してしまいますが、一事不再議については、本会議規則におきましても、15条において、議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができないということで、私も今回の条例制定については一事不再議に該当しないと考えております。

また、総務省の一事不再議の考え方としても、直接請求、請願、陳情については、住民の権利であり、議会はこれを審議、決定する義務があることから、一事不再議の原則の適用はないという解釈でございますので、ぜひとも議員の中で一事不再議を理由にこの条例制定を否決するのであれば、考え方を改めるべき必要があるのかなと考えております。

すみません、戻りまして、次に、説明のところでございます。特に意見書については、やはりこの3行だけで当局の考え方、議会でやったからいいんだという、これだけの意見ではなくて、私が考えるには、これまで議会に説明があったかもしれませんが、この条例制定、住民からの直接請求に対する条例制定について、事業の基本的な考え方であったり、事業の構想、議会審議の経過、また請求要旨について賛成すべきこと、反対すべきこと、そして、条例案について、条文の構成体系や立てつけ、賛否を問う内容が明確で直接的に市政の判断につながるか、成立要件など、そういったことについて当局の意見の記載が必要かと思います。あわせまして、直接民主制における住民投票について、当局の考え方についてもこの意見書に示す必要があるかと思います。

最後になりますが、2,300筆の署名に対する当局の考え方、この署名を真摯に考え、今後の事業計画に反映させていくのかどうか、そういったこともこの意見書には書くべき内容かと思いますが、意見書として、文書では3行、本会議での説明もこの3行のみ。委員会審査において、この3行だけでは、委員として審査することはできません。今後、委員会付託後、

委員会審査における資料請求、資料要求として、意見について私は求めていきたいと思いますが、こういったものを委員会の中で説明する予定か、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（滝内久生君） 市長。

○市長（松木正一郎君） まず、私はこれまでこの議会で積み重ねてきた議論、こうしたものに対して、議員も、私、市長もやはり責務を負っているというふうに思っています。無論、市民や団体の皆さんに対して行った説明やワークショップ等、これらについても同様でございます。こうしたことから、その議論を重んじて、ここでは最も簡潔明瞭に表現いたしました。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） 委員会での当初の意見書についての説明をするかというようなお話かと思います。今回の議案につきましては、条例制定の審議ということで、条例の、当初、説明をした上で、意見書等の内容につきましては、本来の趣旨とはちょっと異なるかというふうに考えておりますけれども、内容面での御質問等がございましたら、担当課のほうも出席をした上でお答えを申し上げるというようなことで考えております。

以上です。

○議長（滝内久生君） 1 番 江田邦明君。3 回目です。

○1 番（江田邦明君） 昨年の3月定例会で私は南伊豆地域ごみ処理施設の事業用地選定について誠意ある対応を求める決議案を発議しましたが、賛成5人の少数ということで否決となりました。今回こういった住民投票条例制定の請求が出されたのは、やはり当局がこのことについて丁寧な説明がなかったからだと思います。この決議案が否定となりましたが、決議案に書かせていただいた、事業用地選定について他の候補地との比較による現候補地の適性を示すこと、また、事業用地選定について市民の理解と協力が得られるよう誠意を持って対応すること、このことに努めていたら、今回のような住民投票条例の請求にはならなかったのかと思います。

また、今回条例請求されても、説明がやはり丁寧ではないと私は感じております。2回目の質問で申し上げた内容は、委員会審査の中で各委員、もしくは、そういった質問がなければ、私のほうからは質問をさせていただきたいと考えております。

最後になりますが、この南伊豆地域広域ごみ処理事業については、当初計画の段階で、事業用地選定、住民合意というような表現が資料の中にございました。市長の考える住民合意

というものはどういったものなのか、お尋ねしたいと思います。本条例制定については、広域ごみ処理事業を進めるか進めないかのための条例制定ではなく、本事業に対する住民の総意を問うものかと私は考えております。住民合意について、どういった形で示されるものが市政を運営するに当たって最適か、市長の考えをお聞かせください。

○議長（滝内久生君） 市長。

○市長（松木正一郎君） この住民合意形成につきましては、これまでも実は私は申し上げていたつもりです。御記憶になかったんだろと思いますが、以前ちょっと自分がそれを研究してきたということをちょっと申し上げました。議会という住民の代表から成るところでしっかり議論するというのは現在の間接民主主義の中に定まっている仕組みです。ですが、やはり現場に行き、その地域住民の方、最も近い利害関係の、どちらかというとマイナスの要素を受けるような人たちの声をしっかりと聞くと。こうしたことを併せ持って、議会において一つずつステップアップしていくということが私は住民合意形成というものだと思っています。

少数の方の反対が若干でもあるというのは、これは、残念ながら、100%の合意というのはやはりないものですから、こういったことを、どこまでそういう方々に私たちがちゃんと寄り添って、どういったフォローをするのかといったことを拾い上げ、そこが、ワークショップですとか、あるいは説明会ですとか、意見交換会になろうかと思います。

したがって、私はこの議会と、それは先ほど申し上げましたけども、地元での説明会や、それから、反対、あるいは賛成でもいいんですけど、そういった団体の方々との意見交換、こうしたものをそれぞれしっかりとすることによって、合意が形成されたというふうに私は考えるべきであるというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

9 番 進士濱美君。

○9 番（進士濱美君） 時間の都合ですから、端的に伺います。今回の、種々質疑なされておりますが、今回の議案につきましては、下田市条例制定請求の要旨という部分が示されております。これ手持ちの資料の2ページになりますが、いわゆる条例制定の要旨というのがございます。それを改めて見ていただきたいと思います。今回出されております条例制定の要旨と申しますのは、1、2、3、4と4点箇条書になされております。

この中で、まず第1、建設計画、敷根における建設計画については、環境を見越した中で、

人への健康問題への危惧が指摘されております。これは二酸化炭素の大きな排出、ごみ量の2倍になる排出、これが相当危惧されておるわけです。(2)につきましても、これは交通に関わるリスクの高まり、これが指摘されております。3につきましても、これもやはり環境問題、いわゆる忌避施設として、それが住民の重要な地域に建てられることにより、現地に対する見識のいわゆる肯定、これが外部の人間からどういうふうに映るのかという部分を心配する指摘でございます。4、最後に、周辺の担う、特に子供ですね、将来を担っていく子供に対する健康の被害が最大の危惧であると。これを皆さんがどう考えるかという部分をはかっていただきたい。これが今回の条例の制定の要求、要旨でございます。

よって、広域ごみについての細部についての質疑ではないだろうと。今回はですね。そう私は解釈しております。広域ごみについての計画の細部については、現在、江田議員を筆頭とする、委員長とする産業厚生委員会で検討されております。恐らく毎週やられてるんだろうと思うんですが、この中で一定の報告書を出していただく、結論を出していただく、これは重要な報告になると思います。

よって、今回の請求の要旨と申しますのは、やはり環境問題と周辺の健康問題を最優先に危惧した中での要求となっております。実は3町の担当者あるいは住民の中でお話を伺ったことがございます。そうしますと、最優先課題というのは健康問題ではございませんでした。やはり南伊豆にとってこれは有利か、そうではないのか。松崎あるいは西伊豆も同様な見解が多いと思われます。

ある住民の方に、下田市の、やはりここはもう重要な、敷根というのは重要な居住地域になっておるんで、子供たちも800人内外が暮らすと、勉強するという部分を申し上げたんですが、それはやはり下田の問題ではないでしょうかという、ちょっとやゆするような、二番手、三番手の異議を申し上げるような意見でありました。これ正直な話だと思います。しかし、下田市にとってはやはり最重要課題として捉える必要があると私自身も捉えております。

そこで、伺います。これが健康に害しないという施設であるという保証的、まあ信頼ですね、これを、環境担当課長及び市長等はどういう思いでこれを提示されているのかという部分を再度お尋ねしたいと思います。

この問題につきましては、かつて私も一般質問したことがございます。今、いわゆる健康問題、排ガスにつきましては、今回の要旨の主要な課題であります排ガスのリスクにつきましては、一つは、バグフィルターという近代的な機能を持ちましてね、6項目の規制基準が制定されております。これが定期的な検査によってクリアされております。検査結果につき

ましても、現在は下田はそれがクリアされてるという報告を正確に受けております。これはよろしいです。

しかしながら、なぜ2,300のこうした危惧する署名が出てくるのか。これは、やはり私も、法令上はやはり一定の基準値をもって、妥協値という考え方がございます。例えば最近の話の中では、原発の焼却場を全国で受け持って広域処理をしようという提案が国のほうからされたんですが、これが放射能を含んでいるということで全部却下されました。しかし、原発で使っている廃棄物をこすフィルター、これがバグフィルターの一種ですが、この最重要機能をを持ったヘパフィルターというものを使っているそうです。なのに、焼却場よりも5段階上の細かい機能を持っておるんですね。

排ガスに関わるフィルターというのは、現在6種類、6段階あると認識しておるんですが、ごみ焼却場に使われるいわゆるバグフィルターというのは4年に1回交換され、3,000万から5,000万ぐらいかかるわけですね。これは取り替えます。その機能というのは6段階のうちの下から2番目の機能というふうに報告を受けております。しかしながら、それが全て排ガスを除去するという安全神話が、やはり言葉を疑われていると。99.9%除去されるんで健康については全くいいでしょうという、これは環境省のほうでもそれに乗った論理を展開しております。しかし、原発の放射能レベルが最高機能レベルのフィルターを使いながらも、やはり放射能が漏れていたというもので、安全神話は完全にただいま壊れて、破壊されてしまっているんだろうと思うわけです。そうした環境を踏まえた中で、2,300という署名が集まっていると考えるのが妥当であろうと私は思います。

よって、住民の重要な生活拠点となっています学校を踏まえ、団地を踏まえ、地域の施設をたくさん集約した敷根周辺はできる限り避けましょうというのが、これは人の持つ妥当な考え方ではないでしょうかと思います。よって、原発をはじめ焼却場というのは、大概多くは山間部あるいは海岸地帯へと設定する、設置するのが、これ常識となっております。

この辺を踏まえて、敷根地区の現在で、これは現在のバグフィルターを使った排ガス処理で健康が維持されるという、強い信念と申しますか、基準がクリアされてるからいいんだという思いで現在もいらっしゃるのか、それを再度確認したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（滝内久生君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） 御質問のございましたバグフィルターの件です。以前の議会の答弁のほうでお答えを申し上げたかと思いますがけれども、バグフィルターの神話は崩壊し

ているというようなお話でしたけれども、こちらにつきましては、それ以後の研究等で、バグフィルターの現在の性能というものが、議員がおっしゃるような状況ではなく、きちんとした処理がされているという中で、こちらの施設も定期的な測定等を行って、データできちんと今現在の施設でも安全だということを示しております。

また、まだ具体的にどんなバグフィルターになるかというのはまだこれから話ですけども、現在の施設よりも新しい設備を導入していくということで、より安全性については高めていくというような方向でもって事業のほう進めているところでございます。信念ではございませんで、データで示しているというようなつもりでございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 9番 進士濱美君。

○9番（進士濱美君） あえて健康に対するリスクを今、私質問いたしますけども、条例請求の中身がほとんど、要旨がそうとなっておりますので、これに沿っていきます。

再度御質問いたしますが、環境課長、基準をクリアしているということなんですが、これ実は裁判にもなってるんですね。幾つも裁判になっております。本当にクリアされているのか否かという問題でございます。もう10年来の裁判になっております。これも、これはもう99.9%は不可能だと。安全神話にすぎないという学説もたくさんございます。実証実験もされております。

そして、最大の現在の規制の不安となる原因と申しますのは、バグフィルターの工場での生産工程の中で、それを試料とするいわゆる粉、微量粉ですね、これを一つの製品として製造している会社があるんですが、これをバグフィルターに吹きかけて、その透過度を測って、それで工場検査がオーケーと。いわゆる自動車の車検みたいなものですけども、そうやって民間出荷されております。それをクリアしたものがバグフィルターという認定を受けて下田市にもついているわけです。

ところが、そこに一つからくりがあるという指摘がございます。実は通れない大きな粒の試料がそこで使われているという指摘がございました。これも一時新聞で書かれたことございますけども、そういった過去のいわくつきの実験があるものですから、やはり私も含めて、住民の方もね、再度、二度も三度もやはり検証していくと。法律さえクリアできているんですからよろしいんじゃないかという、そういう他人預かりの、自己の信念のない姿勢ではなくてですね、やはり万が一を備えた健康対策を優先的に考えるのが、私ども自治体の、行政の責任者であろうと思います。議会もそうでなくてはならないと思います。

やはりフィルターの危険性については、もし安全確認、あるいは機能が向上しているということであれば、これ現在でも全部論文が出ておりますので、私も読んでおりますが、さらにそれよりも高機能という、これはどういう意味なのか、再度、分かるようであればお答えください。

○議長（滝内久生君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） 今の施設ですね、昭和57年で、平成11年、12年頃に高度処理というものに対応するための改修を行って、その以後については法的な基準等クリアしているということです。新しい施設では、当時の、平成の12年、11年以降ですね、技術的な部分というものが確立されてきているということで、一例を挙げるとすれば、排ガスの再循環技術というのがあるというふうなことですけれども、そういったもので、最終的にどういった設備の導入というところまではまだこれからですけれども、そういった設備でより安全性が高まっていると。法律の基準をクリアすればいいということではなく、今、新しい施設でも、法律より上回る形での自主基準値というものを設けて対応していくというふうに考えております。

以上です。

○議長（滝内久生君） 9番 進士濱美君。3回目です。

○9番（進士濱美君） 担当課長さんと私自身がプロでございませぬから、出された論文等を読むしかございませぬ。そうした中でお話しするしかないんですけども、ある理学を専門とする方が、この問題、排ガスの問題につきましてね、参考人招致として法廷に立っております。この方は理学博士なんです、この方が顧問をしている日本ごみと闘う弁護士の会というのがございます。これが100名ほど弁護士が参加しておりますが、そこの理学関係の顧問をなさっている方が法廷に立っておりまして、バグフィルターについてのリスクを立証しております。こういうテーマが数字として出ておるんですけども、それを私どもはやはり読む限りね、ああ、そういう部分という考え方もあるのかと。現実になるほどなという部分が、うなずかざるを得ない部分があるんですよ。

ですから、万が一を考えた場合のいわゆる健康管理、健康維持、保全は、担当者として当然のことだろうと思うんですね。完全に真っさらですよということではないと思います。その辺をまた産業厚生委員会の中でも、最大のかなめとなる排ガスについての、健康被害についての合理的な裏づけのある一定の報告を求めたいと思うんですけども、またこれ別の機会に課長さんにも裏づけの議論は伺っていきたいと思いますけど。

以上、質問を終わります。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第２号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

○議長（滝内久生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会します。

明日31日は産業厚生委員会で審査をお願いし、2月1日、本会議を午前10時より開催いたしますので、御参集のほどよろしくお願い申し上げます。

お疲れさまでした。

午後0時6分散会